

放課後等デイサービスの利用基準の新設について

1. 利用日数についての利用基準を設定します。

放課後等デイサービスの利用者数は年々増加しています。市内事業所の定員数も増えていますが、実利用者には満たないため、「必要とする世帯が十分に利用できない」などの課題が生じています。

一人ひとりが、障がいの状態や家庭の状況をふまえた標準的な利用日数の基準を設定することで、すべての世帯が公平に利用機会を確保できるよう、令和8年度から利用基準を設定します。

【放課後等デイサービスの利用者数の推移】



2. 課題

これまで、利用日数について基準がないため、障がいの程度に関わらず保護者の申請に応じて利用日数が決まっていました。このため、主に先着順で事業所が満員となっている状況があります。

<現在生じているさまざまな課題の例>

障がいの程度の重い子でも、療育に必要な日数が利用できない。



<目指す姿>

障がいの程度の重い子が必要な日数を利用できる

希望する事業所が満員なので複数の事業所や遠方の事業所に通っている。



学校や自宅から近いなど希望の事業所に入りやすい

進級・進学してから発達が心配になっても年度途中からは事業所の空きがない。



いつ発達に不安を感じても必要とする時に始められる

3. 利用基準のポイント

さまざまな世帯が適正な利用機会を確保するため、次の3点をポイントに利用基準を設定します。

1. 障がいの程度や特別支援級の利用状況に合わせて段階的に「標準利用日数」を設ける。



2. 標準利用日数で足りない場合、保護者の病気や共働きなどの家庭の事情をふまえて、必要な利用日数は増やしていく。



3. 「特別な事情」によって手厚い療育を必要とする場合は、事業所と学校や保護者との連携を促し、丁寧に個別対応をする。



4. 放課後等ディサービスの利用基準の内容

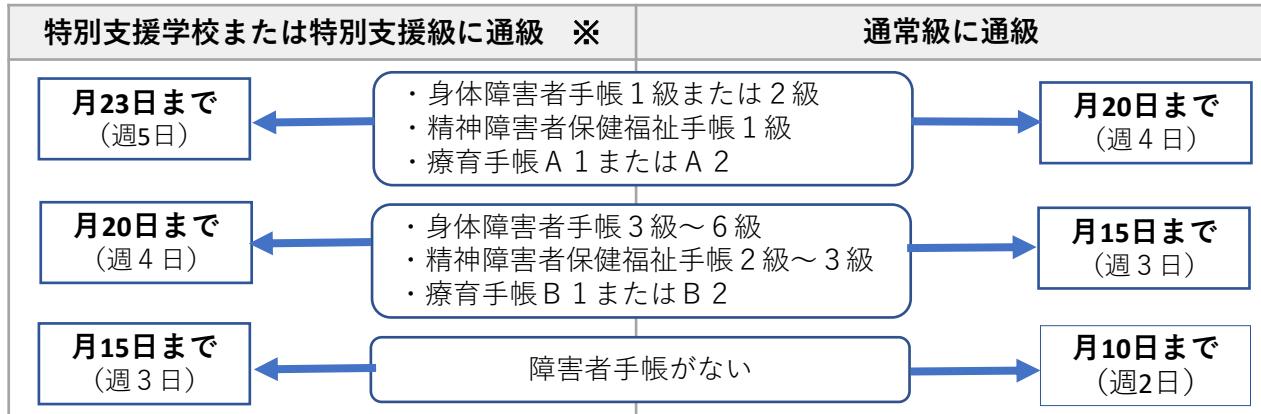
(1) 公平な利用機会の確保に向けて

児童それぞれの障がいの状態や特性により、必要な療育の内容や利用日数は異なります。

障がいの程度などに応じて公平に利用機会が得られるよう、障害者手帳を客観的な指標の一つとして、特別支援級への通級や家庭状況、障がい特性などを総合的に判断します。

(2) 標準利用日数の設定

まずは、次のとおり障がいの程度などをふまえて、“標準利用日数”を段階的に設定します。



※「特別支援級」には、通級指導教室を含みます。（小学校に設置の「ことばの教室」など）

(3) 標準利用日数を超える日数を必要とする場合

標準利用日数で不足する場合は、本人の障がい特性や保護者の共働きなどの状況をふまえ、次の要件により利用日数を増やすことができます。

A 保護者が就労している場合	⇒ 5. へ
<p>保護者がともに就労しているため、放課後や休日の利用を必要とする。</p> <ul style="list-style-type: none">両親がそれぞれ<u>月60時間以上就労</u>していることが条件です。 <p><必要資料> サービス更新時ごとに<u>就労証明書の提出</u></p>	両親がともに就労等により預かれない日数

B サービスの必要性が高い場合	⇒ 6. へ
<p>① 対象児が<u>医療的ケア児</u>または<u>重症心身障害児</u>である場合 ② 同一世帯に<u>障がいの程度が重い</u>きょうだいがいる場合 (身体障害1～2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級) ③ 保護者が障がいや病気等により介護を必要とする場合</p>	療育に必要な日数 最大23日まで

C そのほか、市が特別な事情により必要と認める場合（市に個別相談）	⇒ 7. へ
障がい特性により必要な療育が多い、環境の変化により一時的に行動障害が強い場合など	

Q 1 利用基準が適用されることで、どのような世帯の利用日数が変わってきますか？

主に放課後に保護者が障がい児とともに過ごせる世帯であり、比較的に障がいの程度が軽い場合は、原則として利用基準の範囲内の日数でご利用いただけます。



5. A 保護者が就労している場合

保護者の共働きなどの理由により、放課後や休日に利用する必要がある場合には、
両親がともに働いている日数につき、利用日数を増やすことができます。



放課後児童クラブと同じく、それぞれ月60時間以上の就労が条件となります。

【例1 両親ともにフルタイム就労（曜日固定）の場合】

両親とも就労する週4日（月20日）利用できます。標準利用日数と同じため、就労証明書は不要です。

(児童 14歳) ・療育手帳B1 ・支援級に通級 標準利用日数 週4日		月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜	日曜	週計	月換算（4週）
父		8 h	8 h	8 h	8 h	8 h	休	休	40 h	父：160時間
母		8 h	8 h	休	8 h	8 h	休	休	32h	母：128時間

【例2 母がパートタイム就労（平日シフト制）の場合】

両親ともに60時間以上の就労であるため、両親ともに就労している週3日（月15日）が利用できます。
シフト制で曜日が固定できない場合は、就労日数が少ない方の保護者の月間就労日数により判断します。

(児童 8歳) ・手帳なし ・通常級に通級 標準利用日数 週2日		月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜	日曜	週計	月換算（4週）
父		休	休	8 h	8 h	8 h	8 h	8 h	40 h	父：160時間
母		週3日シフト勤務	(月15日)				休	休	15h	母：60時間

【例3 ひとり親家庭の場合】

保護者1人の就労状況で見ますので、ひとり親が就労している週5日（月23日）が利用できます。

(児童 10歳) ・手帳なし ・支援級に通級 標準利用日数 週3日		月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜	日曜	週計	月換算（4週）
母		休	8 h	8 h	8 h	8 h	8 h	休	40h	母：160時間

【祖父母などがいる場合】



祖父母が同居や近隣に住んでいる場合も、**保護者の就労状況のみを勘案**して、放課後等デイサービスが必要な利用日数を判断します。

Q2 夏休みだけ利用日数を増やすことはできますか？

原則として、長期休みの期間だけ利用日数を増やすことはできません。

標準利用日数のほか、日常的な就労状況を踏まえて支給決定しますので、
基本的に認められた日数の範囲内でご利用いただくことになります。



Q3 今は仕事をていませんが、求職期間中は利用日数を増やすことができますか？

求職中については、「保護者が就労により預かりを必要とする」の要件には該当しないため、
基本的に標準利用日数で利用いただきます。就職が決まった時には、会社から就労証明書を発行して
もらうことで、「就労見込日数」に合わせて利用日数の変更申請することができます。

6. B サービスの必要性が高い場合

次のような場合は、特に放課後等デイサービスの利用の必要性が高い場合として、それぞれの障がい児の世帯状況にとって必要と認められる日数に増やすことができます。

① 対象児が医療的ケア児または重症心身障害児である場合

障がい児が医療的ケアを必要としている場合や、知的障がいと身体障がいの両方がある重症心身障害児である場合は、本人への手厚い療育やご家族の休息の確保のために必要とする日数に増やすことができます。



- ・原則として**提出書類は不要です。**
- ・市が把握している障がい者手帳やサービスの利用状況により判断します。
- ・医療的ケアが必要な児童は、**年に1回は医師の意見書**が必要になります。

② 同一世帯に障がいの程度が重いきょうだいがいる場合

ご家族がご自宅にいる場合であっても、障がいの重いきょうだいに付きっきりになることもあるため、ご家族の休息や本人の放課後の居場所として必要とする日数について、放課後等デイサービスを利用できます。



- ・原則として**提出書類は不要です。**
- ・市が把握しているきょうだいの障がい者手帳によって判断します。
- ・保護者が必要とする理由を踏まえて、希望する日数に合わせて決定します。

③ 保護者が障がいや病気等により介護を必要とする場合

保護者に障がいや病気があることによって介護が必要な場合は、保護者自身のケアや通院などがあり、保護者が在宅であっても障がい児と一緒に過ごせないこともあるため、利用日数を増やすことができます。



- ・保護者の**障害区分認定、障害者手帳、サービスの利用状況等を勘案**しながら、保護者が介護をするために、児童と過ごすことが難しい事情により判断します。
- ・判断が難しい場合は、保護者に**診断書の提出を求める場合**があります。

Q 4 乳幼児のきょうだいがいるのですが、育児が大変なので利用日数を増やせませんか？

乳幼児がいる場合、保護者が育児で大変なご事情はあるかと思いますが、それぞれのご家庭で状況はさまざまなものため、きょうだいの年齢や人数だけでは、一律には日数を増やせません。

ただし、障がい児本人の障がい特性により、保護者が在宅であっても障がい児と過ごすことに現実的な危険がある場合などは、「**特別な事情により市が必要と認める場合**」に該当するか、**相談支援員など第三者の評価を踏まえて個別に検討**します。



7. C 市が特別な事情により必要と認める場合

保護者が就労していない場合であり、障害者手帳の等級が高くない又は未取得の場合であっても、**利用日数の増加を必要とする「特別な事情」がある場合があります。** 令和7年7月に実施した保護者への事前調査や事業所の意見を参考としながら、次のとおり、丁寧に状況を把握して決定します。

「特別な事情がある」と認められる可能性がある例

障がい者手帳がない場合や等級が低い場合であっても、本人の障がい特性や環境の変化などにより、**より手厚い療育を必要とする場合**には、「特別な事情がある」かを**理由書により個別に検討します。**

(たとえば、こんな時・・・)

<本人の障がい特性によるもの> <環境の変化や一時的なもの> <学校や家庭の状況によるもの>



意思疎通が困難であったり、複数の障がいがあるために必要な療育プログラムが多い。



家庭環境や進学等によって、一時的に不安定になっており行動面のトラブルが増えた。



不登校で学校には通えないが、放課後等デイサービスに通うことが支援に効果的である。

- ・理由書の提出が必要かどうかは、必ず小田原市に事前相談をしてください。
- ・障がい児の成長や環境の変化によっても必要な日数は変わっていきますので、通所受給者証の更新時にも利用日数の増加が必要な場合は、**理由書を再度提出していただきます。**

「特別な事情」についての理由書の記載を依頼する事業者

「特別な事情がある」場合には、**学校や家庭、通所先事業所や相談支援員の連携促進**が大切です。できるかぎり**第三者の評価を得て判断する**ため、次の事業所に理由書の記載を依頼していただきます。

記載する優先順位	理由書に添付する書類	理由書を作成する際の留意事項
①障がい児相談支援	・ サービス利用計画案 または モニタリング報告書 <療育内容の説明に必要な場合> (任意) 個別支援計画	・サービス更新時の計画案作成に併せて、理由書を作成する ・変更申請時はモニタリングでも可
②保育所等訪問支援	・ 保育所等訪問支援報告書	・学校等への訪問した記録や、保護者への報告を踏まえて記載する。
③放課後等 デイサービス	・通所先の 個別支援計画 <複数事業所利用の場合> ・ 事業所間連携会議報告書	・必ず保護者面談または家庭訪問を行ったうえで、理由書を記載する。 ・複数事業所の利用があれば、事前に事業所間連携会議を開催しておく。

<理由書に記載いただく内容>

本人の障がい特性や行動の特徴、保護者が在宅にいても一緒に過ごすことが難しい家庭状況、事業所での具体的な支援内容などの客観的な評価が必要です。

特に、放課後にどのように過ごしたいのか、**本人の希望を聴き取ってください。**



8. 今後のスケジュールについて

小田原市の放課後等デイサービスの利用基準については、公平な利用機会を確保するため、令和8年度から1年間をかけて、通所受給者証の更新時にすべての世帯に順次適用していきます。

<今後のスケジュール>

	令和7年度	令和8年度
小田原市	●問い合わせの受付開始 ●1月 申請様式などの公開	利用中の方は通所受給者証の更新時に順次適用（誕生月末で有効期限） 新規利用者（新1年生を含む）は4月から適用開始
利用者	4月以降の更新申請の必要書類を送付（更新期限の2か月前） 【不明な点がある場合】 障がい福祉課への事前相談	就労証明書などの必要書類の準備

利用基準に関する一般的な質問・相談については、下記の電話番号で受け付けます。

お問い合わせ後、個別の検討が必要な場合は、担当ケースワーカーにおつなぎします。

<お問い合わせ先> ☎ 0465-33-1466

<更新・申請時に必要な書類>

利用基準の適用に際し、次のとおり必要書類をご準備ください。

共通する提出書類	利用日数の増加希望の理由	必要な書類
①サービス利用申請書	標準利用日数で足りる場合	ほかの必要書類はありません。
②世帯状況・収入等申告書	(A) 保護者が就労している場合	保護者それぞれの就労証明書を、雇用先から取り寄せてください。
③就学児のサービス利用にかかる調査表 <セルフプランの場合>	(B) 保護者が障がいや病気等により介護を必要とする場合	どのような提出書類が必要か 障がい福祉課にご相談ください。
④セルフプラン（利用計画）	(C) 「特別な事情」による場合	☎ 0465-33-1466

「特別な事情」は、客観的な評価にもとづき必要な場合に限られますので、理由書の提出により必ず認められるものではありません。ご希望の方は、お早目に市にご相談ください。

新一年生の取り扱いについて

- 原則として、利用基準に定める日数の範囲で利用を始めてください。
- 就学後の状況によって利用日数の増加が必要な場合（保護者が就労を開始したなど）は、利用日数の変更申請をすることができます。
- やむを得ず、4月から日数の増加が必要な場合は、「特別な事情」の理由書が必要です。

【参考】障がい児が利用できるさまざまなサービス

障がい児の健やかな成長を支える障害福祉サービスは、放課後等デイサービスだけではありません。本市では、この利用基準の運用を通じて、障がい児本人の希望を尊重し、事業所、学校、ご家庭と連携しながら、一人ひとりに合った支援を目指します。



障害児相談支援の利用により、適切なサービスの利用計画を相談できます。

障がい児の利用できる福祉サービスには、身体障害がある場合の**居宅介護**や、行動障害の強いお子さんの一時的な外泊を受け入れる**短期入所**など、さまざまなものがあります。

お子さんの状態や家庭状況を定期的な面談等で把握し、**適切なサービスを組み合わせた利用計画をつくる**には、障害児相談支援による相談支援の利用が効果的です。



障害児相談支援の数は限られていますので、本当に必要な状況かどうかはご検討ください。

保育所等訪問支援を活用し、学校など日常の場の支援環境を整えましょう。

保育所等訪問支援は、障がい福祉を専門とする訪問支援員が学校等を訪問し、その子の障がいの特性に合わせた支援方針などを関係者と共有することで、**障がい児が集団生活に適応するための環境づくり**を支援するサービスです。



学校に加え、必要に応じて**放課後児童クラブ**にも利用ができます。お子さんが不安定になった時や日常の支援環境を整えたいときは、保育所等訪問支援の利用もご検討ください。

放課後児童等デイサービス事業所での保護者面談や家庭訪問の積極活用を

放課後等デイサービス事業所が、**保護者を事業所に呼んで支援の様子を見てもらったり家庭訪問等によりご家族と面談**をするなど、保護者がお子さんの障がいの特性を学んで、家庭での関わり方に活かせるような機会づくりを推奨しています。



放課後等デイサービスを休日に利用する機会などを活かし、積極的にご活用ください。

Q 5 学校では通常級に通っていても、放課後等デイサービスには通所できますか？

次のとおり客観的に療育を必要とする証明があれば、通常級でも利用することができます。
障がい者手帳は必須ではありませんが、その場合は児童精神科などの診断書などが必要です。

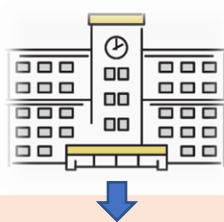
療育の必要性の証明とは

<障害者手帳>

- ・療育手帳
- ・身体障害者手帳
- ・精神障がい者保健福祉手帳

<特別児童扶手当> 受給者証

学校や市の就学相談など



医療機関



特別支援学校や
特別支援学級に通級 または
通級指導教室に在籍している

児童精神科等による
療育が必要な旨の
医師意見書・診断書等

その他、いずれかにより療育の必要性が客観的に確認できる児童が対象です。

この利用基準は、障がい児を支援する事業者や相談支援員との意見交換や、保護者からのお困りの声、さまざまな障がい児の状況をお聞きしながら作成してきました。

一人ひとりの障がい特性に合った療育を、多くのご世帯が適正に利用できるための配慮として必要な取り組みであると考えていますので、ご理解ご協力をお願ひします。



■利用基準についての一般的なお問い合わせ窓口

障がい福祉課障がい給付係 ☎ 0465-33-1466

■制度の概要や必要書類のダウンロード（令和8年1月に公開予定）

小田原市ホームページ「障害児通所支援」で検索

